

平成 28 年 1 月 12 日

税の徴収事務の共同処理の検討状況について

(税務課、自治財政課、下田財務事務所)

(要旨)

税の徴収事務の共同処理について、これまで6回の専門部会を開催し、相互併任による共同処理(案)について、協議・検討を行った結果、部会案がとりまとまったので報告する。

1 共同処理案(部会案)

専門部会においてとりまとまった内容は以下のとおり。

(1) 賀茂地方税債権整理回収協議会の設置等に関する基本協定書(別紙1のとおり)

広域連携会議の構成員が、賀茂地方税債権整理回収協議会の設立に関して合意したことを確認するために締結する。

この基本協定書の締結を受けて、各市町は「滞納整理予告書」を送付するものとする。

(2) 賀茂地方税債権整理回収協議会設置要綱(別紙2のとおり)

協議会の構成員、設置期間、業務、組織等を規定

(3) 賀茂地方税債権整理回収協議会併任徴収実施要綱(案)(別紙3のとおり)

協議会の県・市町職員の身分の相互併任手続き等を規定

2 今後のスケジュール

時 期	内 容
平成 28 年 1 ～ 2 月	・滞納整理予告通知書の送付(市町)
平成 28 年 1 ～ 3 月	・端末接続工事
平成 28 年 3 月下旬	・賀茂地方税債権整理回収協議会相互併任徴収実施要綱等の制定・締結
平成 28 年 4 月	・賀茂地方税債権整理回収協議会による業務開始

<参考：専門部会開催状況>

- ・第1回専門部会 6月16日(火) 13:30～15:00 (下田総合庁舎2階第3会議室)
- ・第2回専門部会 7月16日(木) 13:30～15:00 (下田総合庁舎2階第3会議室)
- ・第3回専門部会 8月19日(水) 13:30～16:00 (下田総合庁舎4階第8会議室)
- ・第4回専門部会 10月14日(水) 13:30～16:00 (下田総合庁舎4階第8会議室)
- ※第4回専門部会から設立準備会として開催
- ・第5回専門部会 11月30日(月) 10:30～12:30 (賀茂方面本部会議室)
- ・第6回専門部会 12月21日(月) 13:30～15:30 (下田総合庁舎2階第3会議室)
- ・参加機関 管内6市町税務担当課及び県総務課、県税務課、県自治行政課、県自治財政課、賀茂振興局

賀茂地方税債権整理回収協議会の設置等に関する基本協定書

静岡県、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「構成員」という。）は、賀茂地方税債権整理回収協議会の設置等に関する基本事項について、次のとおり協定を締結する。

（設置）

第1条 次の各号に掲げることを目的として、賀茂地方税債権整理回収協議会を設置する。

- (1) 広域連携の実現に向けた効率的な徴収事務の推進
- (2) 賀茂地域全域における徴収体制の強化
- (3) 個人住民税を含む市町村税の収入未済額の縮減
- (4) 県及び市町税務職員の徴収技術の向上

（その他）

第2条 この協定書に定めるもののほか、賀茂地方税債権整理回収協議会に関し必要な事項については、構成員の協議により別に定める。

上記協定の証として本書7通を作成し、構成員が署名の上、各自その1通を所持する。

平成〇〇年〇月〇〇日

静岡県副知事	署	名
静岡県下田市長	署	名
静岡県東伊豆町長	署	名
静岡県河津町長	署	名
静岡県南伊豆町長	署	名
静岡県松崎町長	署	名
静岡県西伊豆町長	署	名

賀茂地方税債権整理回収協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県（以下「県」という。）と下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「参加市町」という。）が設置する賀茂地方税債権整理回収協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置期間)

第2条 協議会の設置期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(業務)

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県及び参加市町が共同して実施する市町村税の滞納整理の推進
- (2) 徴収技術の向上のための研修の実施

(組織)

第4条 前条の業務を行うため、協議会に運営委員会及び特別滞納整理チームを置く。

(運営委員会)

第5条 運営委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 滞納整理の基本方針の策定
- (2) 滞納整理に関する年間事業計画及び数値目標の策定
- (3) その他第3条に規定する業務の推進に必要な事務

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 県下田財務事務所長（以下「財務事務所長」という。）
- (2) 参加市町税務担当課長
- (3) 県下田財務事務所次長
- (4) 県下田財務事務所納税課長（以下「財務事務所納税課長」という。）
- (5) その他会長が指名する者

3 運営委員会に会長を置き、財務事務所長をもって充てる。

4 会長は、運営委員会の事務を総括し、必要に応じ運営委員会を招集し、これを主宰する。

5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
(特別滞納整理チーム)

第6条 特別滞納整理チームは、県下田財務事務所を拠点として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市町村税の滞納整理
- (2) 徴収技術の向上のための実務研修
- (3) その他市町村税の滞納額の縮減及び収入率の向上を図るために必要な業務

2 特別滞納整理チームは、県職員及び参加市町の職員をもって構成する。

3 特別滞納整理チームに管理監督者を置く。

4 管理監督者は、財務事務所納税課長をもって充て、特別滞納整理チームが行う業務の進行管理等を行う。

5 管理監督者の下に班を設け、リーダーを置く。

6 リーダーは、県職員をもって充て、班内の業務の進行管理及び班員の指導を行う。

7 特別滞納整理チームの構成職員の身分の取扱い等に関する事項については、別に定める。

(参加市町税務担当課の分室の設置)

第7条 参加市町は、滞納整理の円滑な実施のため、県下田財務事務所の執務室内に参加市町税務担当課の分室等を置くものとする。

(費用負担)

第8条 協議会の業務を実施するに当たり発生する費用については、原則として、参加市町の負担とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、県下田財務事務所が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、運営委員会で協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

賀茂地方税債権整理回収協議会相互併任徴収実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、賀茂地方税債権整理回収協議会において、静岡県（以下「県」という。）と下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「参加市町」という。）の税務職員が、相互に身分を併有し、共同して市町村税の滞納整理業務に従事することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 相互併任徴収 県の税務職員を参加市町の職員に任用するとともに、参加市町の税務職員を県及び他の参加市町の職員に任用し、これら職員が相互に身分を併有することにより、共同して市町村税の滞納整理業務に従事することをいう。
- (2) 併任県職員 参加市町の長から当該市町の税務職員として任用される県の税務職員をいう。
- (3) 併任市町職員 県知事（以下「知事」という。）及び他の参加市町の長から税務職員として任用される市町の税務職員をいう。
- (4) 併任職員 併任県職員及び併任市町職員をいう。
- (5) 併任先市町 相互併任徴収の実施において、併任職員がその業務に従事する市町をいう。
- (6) 併任元市町 併任市町職員が本来属する市町をいう。

(実施手続)

第3条 参加市町の長は、「併任職員指定申出書」（第1号様式）を県下田財務事務所長を経由して知事に提出することにより、相互併任徴収に従事させる職員を指定するものとする。

2 知事は、参加市町の長から提出された併任職員指定申出書を取りまとめ、「併任職員指定通知書」（第2号様式）により、次の事項について当該市町の長に通知するとともに、相互併任徴収に従事させる県職員を指定するものとする。

- (1) 相互併任徴収の実施期間。
- (2) 当該市町が指定する職員に県の職員の身分を併有させること。
- (3) 県が指定する職員に当該市町の職員の身分を併有させること。
- (4) 他の参加市町が指定する職員に当該市町職員の身分を併有させること。

(協定の締結)

第4条 知事は、相互併任徴収を実施する参加市町の長との間で、「相互併任徴収の実施に関する協定書」（第3号様式）により、協定を締結する。

2 併任先市町の長は、併任元市町の長との間で、「相互併任徴収の実施に関する協定書」（第4号様式）により、協定を締結する。

(併任期間)

第5条 併任職員の併任期間は、1年以内とする。ただし、知事と参加市町の長又は併任元市町の長と併任先市町の長との協議により、延長することができるものとする。

(併任職員の身分等)

第 6 条 併任職員は、併任期間中においては、県の職員の身分と参加市町の職員の身分を相互に併有するものとする。

2 知事及び参加市町の長は、併任職員（第 3 条により、自らが指定した職員を除く。）を徴税吏員に任命し、徴税吏員証を交付する。

3 併任職員は、併任期間終了後、直ちに徴税吏員証を返却しなければならない。
(体制)

第 7 条 賀茂地方税債権整理回収協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第 4 条の規定に基づき、県下田財務事務所に特別滞納整理チームの併任職員を置く。

2 特別滞納整理チームの併任職員は、県職員 3 人、下田市職員 3 人、東伊豆町職員 2 人、河津町職員 1 人、南伊豆町職員 1 人、松崎町職員 1 人、西伊豆町職員 1 人とする。

3 県下田財務事務所納税課長は、賀茂地方税債権整理回収協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）が策定した滞納整理の基本方針等に基づき、特別滞納整理チームが行う業務の進行管理等を行うため、参加市町の職員の身分を併有する。

(併任職員が従事する業務)

第 8 条 併任職員は、設置要綱第 6 条第 1 項に規定する業務に従事する。

2 併任職員が併任先市町で業務に従事する場合は、併任先市町の指揮命令を受ける。

(服務等)

第 9 条 併任職員の併任先市町での業務従事時における服務については、併任先市町の関係規程を適用するものとする。

2 併任先市町での相互併任徴収の実施は次のとおりとする。

(1) 併任職員は、運営委員会が策定する滞納整理に関する年間事業計画に基づき、県及び併任元市町の命令による併任先市町への出張として業務を実施する。

(2) 併任職員の併任先市町における出張及び時間外勤務については、県及び併任元市町と併任先市町が事前に協議し、併任先市町の命令により行う。

(勤務時間等)

第 10 条 併任職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、併任元の関係規程を適用するものとする。

2 前項の規定によることが適当でないと認められる場合は、併任元と併任先で別途協議するものとする。

(給与等)

第 11 条 併任県職員の給料、諸手当（第 3 項の手当を除く。）及び旅費（第 3 項の旅費を除く。）は、県の関係規程に基づき県が支給するものとする。

2 併任市町職員の給料、諸手当（次項の手当を除く。）及び旅費（次項の旅費を除く。）は、併任元市町の関係規程に基づき併任元市町が支給するものとする。

3 併任職員の第 9 条第 2 項第 2 号に基づく命令に係る旅費及び時間外勤務手当並びに滞納処分等に係る特殊勤務手当については、併任先市町の関係規程に基づき併任先市町が支給するものとする。

(共済組合等)

第12条 併任県職員は、地方職員共済組合静岡県支部の組合員とし、地方^{（併任先）}県が負担するものとする。

2 併任市町職員は、静岡県市町村職員共済組合の組合員とし、地方負担金は、併任元市町が負担するものとする。

（公務災害補償）

第13条 併任職員の相互併任徴収時における公務災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定によるものとし、その手続については、併任先市町の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づき、併任元の長が行うものとする。

2 公務災害負担金については、併任元が負担するものとする。

（分限及び懲戒）

第14条 相互併任徴収時の併任県職員の分限及び懲戒は、併任先市町の長からの報告に基づき、知事が行う。

2 相互併任徴収時の併任市町職員の分限及び懲戒は、知事又は併任先市町の長からの報告に基づき、併任元市町の長が行う。

（福利厚生等）

第15条 併任職員の福利厚生及び健康管理は、併任県職員については県が実施し、併任市町職員については併任元市町が実施する。

2 併任職員の、相互併任徴収時における健康管理については、併任先も十分な配慮をするものとする。

（徴収等における責任）

第16条 併任職員が併任先市町で行った業務に関し生じた損害等については、併任先市町がその責任を負う。

（報告）

第17条 知事及び参加市町の長は、併任職員に関する次に掲げる事項について、必要の都度、「併任職員身分変動、昇格、昇給等報告書」（第5号様式）により、併任先市町の長に報告するものとする。

(1) 併任職員の身分上の変動

(2) 併任職員の昇格及び昇給

(3) その他必要な事項

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事と参加市町の長が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

併任職員指定申出書

平成 第 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

賀茂地方税債権整理回収協議会相互併任徴収実施要綱第3条第1項の規定に基づき、下記により併任職員を指定するので申し出ます。

記

- 1 併任期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 2 相互併任徴収従事者として指定する職員

職、氏名及び年齢	(歳)
併任元勤務箇所	課 係
徴収事務経験	年 か月
給料月額	円 (級 号給) 次期昇給年月日 平成 年 月 日

職、氏名及び年齢	(歳)
併任元勤務箇所	課 係
徴収事務経験	年 か月
給料月額	円 (級 号給) 次期昇給年月日 平成 年 月 日

併任職員指定通知書

平成 年 月 日
第 号

市町長 氏 名 様

静岡県知事 氏 名 印

賀茂地方税債権整理回収協議会相互併任徴収実施要綱（以下「相互併任徴収実施要綱」という。）第3項第1項の規定に基づき、参加市町の長から併任職員の指定の申し出があったので、相互併任徴収実施要綱第3条第2項の規定に基づき、通知します。

つきましては、下記1の期間において相互併任徴収を実施することとし、貴職が指定する下記2の職員を県の職員に併せて任用するとともに、別途発令します。

なお、下記3の当職が指定する職員及び下記4の他の市町の長が指定する職員を貴市（町）の職員に併せて任用していただきますよう依頼します。

また、相互併任徴収実施に関する協定を締結したいので、別紙協定書2通に記名押印の上、1通を所持し、1通を返送していただきますようよろしくお願いいたします。

おって、他の市町との協定につきましては、相互併任徴収実施要綱第4条第2項の規定に基づき、締結くださるようお願いいたします。

記

1 実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 貴職が指定する職員

職、氏名及び年齢	(歳)
職、氏名及び年齢	(歳)
職、氏名及び年齢	(歳)

3 当職が指定する職員

職、氏名及び年齢	(歳)
徴収事務経験	年 か月
給料月額	円 (級 号給) 次期昇給年月日 平成 年 月 日

4 他の市町の長が指定する職員

(1) ○○○市(町)長が指定する職員

職、氏名及び年齢	(歳)
併任元勤務箇所	
徴収事務経験	年 か月
給料月額	円 (級 号給) 次期昇給年月日 平成 年 月 日

(2) ○○○市(町)長が指定する職員

職、氏名及び年齢	(歳)
併任元勤務箇所	
徴収事務経験	年 か月
給料月額	円 (級 号給) 次期昇給年月日 平成 年 月 日

相互併任徴収の実施に関する協定書

賀茂地方税債権整理回収協議会相互併任徴収実施要綱第4条第1項の規定に基づき、〇〇〇市(町)の税務職員として任用される静岡県の税務職員及び静岡県の税務職員として任用される〇〇〇市(町)の税務職員の取扱い及び相互併任徴収の実施等に関し、静岡県知事(以下「甲」という。)と〇〇〇市(町)長(以下「乙」という。)との間に、次のとおり協定を締結する。

(併任職員の任用)

第1条 乙は、甲が指定する職員(以下「県職員」という。)に対し、下表のとおり、〇〇〇市(町)の税務職員として任用の発令をするものとする。

甲が指定する職員(職氏名)	乙が任用する職

2 甲は、乙が指定する職員(以下「市(町)職員」という。)に対し、下表のとおり、静岡県の税務職員として任用の発令をするものとする。

乙が指定する職員(職氏名)	甲が任用する職

(併任期間)

第2条 県職員及び市(町)職員の併任期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

ただし、甲と乙との協議により、延長することができるものとする。

(併任職員の身分等)

第3条 県職員は、静岡県の職員の身分と地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条の規定に基づく乙の任命による〇〇〇市(町)の職員の身分を併せ持つものとする。

2 市(町)職員は、〇〇〇市(町)の職員の身分と地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条の規定に基づく甲の任命による静岡県の職員の身分を併せ持つものとする。

(併任職員が従事する業務)

第4条 県職員は、相互併任徴収時において、〇〇〇市(町)における賀茂地方税債権整理回収協議会設置要綱第6条第1項に規定する業務に従事し、その際は〇〇市(町)と十分協議を行うものとする。

(徴税吏員の任命等)

第5条 甲は、市(町)職員を徴税吏員に任命し、徴税吏員証を交付するものとする。

2 乙は、県職員を徴税吏員に任命し、徴税吏員証を交付するものとする。

3 併任先から徴税吏員証の交付を受けた県職員及び市（町）職員は、併任期間終了後、直ちに徴税吏員証を返却するものとする。

（県職員の服務）

第6条 県職員の併任先市町での業務従事時における服務については、併任先市町の関係規程を適用するものとする。

2 県職員の併任先市町での相互併任徴収の実施は次のとおりとする。

(1) 県職員は、賀茂地方税債権整理回収協議会（以下「協議会」という。）運営委員会が策定する滞納整理に関する年間事業計画に基づく、県の命令による併任先市町への出張として業務を実施する。

(2) 県職員の併任先市町における出張及び時間外勤務については、県と併任先市町が事前に協議し、併任先市町の命令により行う。

（市（町）職員の服務）

第7条 市（町）職員の静岡県下田財務事務所（以下「県下田財務事務所」という。）での業務従事時における服務については、県の関係規程を適用するものとする。

2 市（町）職員の県下田財務事務所での相互併任徴収の実施は次のとおりとする。

(1) 市（町）職員は、協議会運営委員会が策定する滞納整理に関する年間事業計画に基づく、〇〇〇市（町）の命令による県下田財務事務所への出張として業務を実施する。

(2) 市（町）職員の県下田財務事務所における時間外勤務については、〇〇〇市（町）と併任先市町が事前に協議し、併任先市町の命令により行う。

（勤務時間等）

第8条 県職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、県の関係規程を適用するものとする。

2 市（町）職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、〇〇〇市（町）の関係規程を適用するものとする。

3 前2項の規定によることが適当でないと認められる場合は、甲と乙で別途協議するものとする。

（給与等）

第9条 県職員の給料、諸手当（第3項の手当を除く。）及び甲の命令による旅費は、静岡県の関係規程に基づき、静岡県が支給するものとする。

2 市（町）職員の給料、諸手当及び乙の命令による旅費は、〇〇〇市（町）の関係規程に基づき、〇〇〇市（町）が支給するものとする。

3 県職員の相互併任徴収時における、第6条第2項第2号に基づく命令に係る旅費及び時間外勤務手当並びに滞納処分等に係る特殊勤務手当については、〇〇〇市（町）の関係規程に基づき、〇〇〇市（町）が支給するものとする。

4 県職員の退職手当については、〇〇〇市（町）は何らの負担を負わないものとする。

5 市（町）職員の退職手当については、静岡県は何らの負担を負わないものとする。

（共済組合）

第10条 県職員は、地方職員共済組合静岡県支部の組合員とし、地方負担金は静岡県が負担するものとする。

2 市（町）職員は、静岡県市町村職員共済組合の組合員とし、地方負担金は〇〇〇市（町）が負担するものとする。

（公務災害補償）

第11条 県職員及び市（町）職員の相互併任徴収時における公務災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定によるものとし、その手続きについては、併任先の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づき、併任元の長が行うものとする。

2 公務災害負担金については、併任元が負担するものとする。

（分限及び懲戒）

第12条 相互併任徴収時の県職員の分限及び懲戒は、乙からの報告に基づき、甲が行うものとする。

2 相互併任徴収時の市（町）職員の分限及び懲戒は、甲又は併任先市町の長からの報告に基づき、乙が行うものとする。

（福利厚生等）

第13条 県職員の福利厚生及び健康管理は、甲が実施するものとする。

2 市（町）職員の福利厚生及び健康管理は、乙が実施するものとする。

3 県職員及び市（町）職員の、相互併任徴収時における健康管理については、併任先も十分な配慮をするものとする。

（報告）

第14条 甲及び乙は、第1条の職員に関する以下の事項について、必要の都度、併任先に報告するものとする。

(1) 職員の身分上の変動

(2) 職員の昇格及び昇給

(3) その他必要な事項

（その他）

第15条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙が協議して定めるものとする。

上記協定の証として本書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 静岡県知事 氏 名 印

乙 静岡県〇〇〇市（町）長 氏 名 印

相互併任徴収の実施に関する協定書

賀茂地方税債権整理回収協議会相互併任徴収実施要綱第4条第2項の規定に基づき、〇〇〇市(町)の税務職員として任用される市町職員の取扱い及び相互併任徴収の実施等に関し、併任先市町である〇〇〇市(町)長(以下「甲」という。)と併任元市町である〇〇〇市(町)長(以下「乙」という。)、〇〇〇町長(以下「丙」という。)、〇〇〇町長(以下「丁」という。)、〇〇〇町長(以下「戊」という。)及び〇〇〇町長(以下「己」という。)との間に、次のとおり協定を締結する。

(併任職員の任用)

第1条 甲は、乙、丙、丁、戊及び己(以下「併任元市町の長」という。)が指定する職員(以下「併任職員」という。)に対し、別表のとおり、〇〇〇市(町)の税務職員として任用の発令をするものとする。

(併任期間)

第2条 併任職員の併任期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

ただし、甲と併任元市町の長との協議により、延長することができるものとする。

(併任職員の身分等)

第3条 併任職員は併任元市町の職員の身分と、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条の規定に基づく甲の任命による〇〇〇市(町)の職員の身分を併せ持つものとする。

(併任職員が従事する業務)

第4条 併任職員は、相互併任徴収時において、〇〇〇市(町)における賀茂地方税債権整理回収協議会設置要綱第6条第1項に規定する業務に従事し、その際は〇〇〇市(町)と十分協議を行うものとする。

(徴税吏員の任命等)

第5条 甲は、併任職員を徴税吏員に任命し、徴税吏員証を交付するものとする。

2 併任職員は、併任期間終了後、直ちに徴税吏員証を返却するものとする。

(併任職員の服務)

第6条 併任職員の併任先市町での業務従事時における服務については、併任先市町の関係規程を適用するものとする。

2 併任職員の併任先市町での相互併任徴収の実施は次のとおりとする。

(1) 併任職員は、賀茂地方税債権整理回収協議会運営委員会が策定する滞納整理に関する年間事業計画に基づく、併任元市町の命令による併任先市町への出張として業務を実施する。

(2) 併任職員の併任先市町における出張及び時間外勤務については、併任元市町と併任先市町が事前に協議し、併任先市町の命令により行う。

(勤務時間等)

第7条 併任職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、併任元市町の

関係規程を適用するものとする。

- 2 前項の規定によることが適当でないと認める場合は、併任元市町の長と併任先市町の長で別途協議するものとする。

(給与等)

第8条 併任職員の給料、諸手当（第2項の手当を除く。）及び併任元市町の長の命令による旅費は、併任元市町の関係規程に基づき、併任元市町が支給するものとする。

- 2 併任職員の第6条第2項第2号に基づく命令に係る旅費及び時間外勤務手当並びに滞納処分等に係る特殊勤務手当については、〇〇〇市（町）の関係規程に基づき、〇〇〇市（町）が支給するものとする。

- 3 併任職員の退職手当については、〇〇〇市（町）は何らの負担を負わないものとする。

(共済組合)

第9条 併任職員は、静岡県市町村職員共済組合の組合員とし、地方負担金は併任元市町が負担するものとする。

(公務災害補償)

第10条 併任職員の相互併任徴収時における公務災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定によるものとし、その手続きについては、甲の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づき、併任元市町の長が行うものとする。

- 2 公務災害負担金については、併任元市町が負担するものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 相互併任徴収時の併任職員の分限及び懲戒は、甲からの報告に基づき、併任元市町の長が行うものとする。

(福利厚生等)

第12条 併任職員の福利厚生及び健康管理については、併任元市町の長が実施するものとする。

- 2 併任職員の相互併任徴収時における健康管理については、併任先市町の長も十分な配慮をするものとする。

(報告)

第13条 併任元市町の長は、併任職員に関する以下の事項について、必要の都度、甲に報告するものとする。

- (1) 併任職員の身分上の変動
- (2) 併任職員の昇格及び昇給
- (3) その他必要な事項

(その他)

第14条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、甲と併任元市町の長が協議して定めるものとする。

上記協定の証として本書6通を作成し、記名押印の上、甲、併任元市町の長それぞれその1通を所持する。

年 月 日

甲 静岡県〇〇〇市（町）長 氏 名 印

乙 静岡県〇〇〇市（町）長 氏 名 印

丙 静岡県〇〇〇市（町）長 氏 名 印

丁 静岡県〇〇〇市（町）長 氏 名 印

戊 静岡県〇〇〇市（町）長 氏 名 印

己 静岡県〇〇〇市（町）長 氏 名 印

(別表)

併任元市町の長が 指定する職員（職氏名）	甲が任用する職

(第5号様式)

別紙3

併任職員身分変動、昇格、昇給等報告書

平成 第 年 月 日

〇〇〇〇〇 氏 名 様

〇〇〇〇〇 氏 名 印

賀茂地方税債権整理回収協議会相互併任徴収実施要綱第17条の規定に基づき、次のとおり報告します。

氏 名		併任先における 部課 (所)				
身分上 の変動	新					
	旧					
昇 格 昇 給	新	昇格昇給 年 月 日		途中昇給 年 月 日		次期昇給 年 月 日
		級号給	給料月額	級号給	給料月額	
	旧	—	円	—	円	
	旧	—	円	—	円	
その他必要な 事 項						

税の公平性を確保するため、
財産調査と滞納処分（捜索、差押、公売等）
を中心とした滞納整理を行います。

賀茂地方税債権整理回収協議会とは

静岡県、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、
松崎町及び西伊豆町が協力し、市町村税の
滞納整理を共同して行うために設置する任意組織で、
平成28年4月1日に発足する予定です。

賀茂地方税債権整理回収協議会
特別滞納整理チーム



平成28年4月1日までの、納付（納入）等の問い合わせは、

市、町 担当課	電話番号	市、町 担当課	電話番号
下田市役所 税務課	0558-22-2218	南伊豆町役場 町民課	0558-62-6222
東伊豆町役場 税務課	0557-95-6300	松崎町役場 窓口税務課	0558-42-3968
健康づくり課	0557-95-6304	西伊豆町役場 窓口税務課	0558-52-1113
河津町役場 町民生活課	0558-34-1928		

任意

差押警告書 (or 差押予告書 or 催告書) 兼

賀茂地方税債権整理回収協議会特別滞納整理チームによる滞納整理実施予告書

平成 年 月 日

様

〇〇〇市、町 〇〇〇課

任意

あなたの未納となっている市（町）税につきましては、督促状等により自主的に納税するよう通知してまいりましたが、現在、別紙滞納金額明細書のとおり滞納となっています。

このままでは、既に納税された方との税負担の公平性を確保できません。

つきましては、別紙滞納金額明細書記載の未納分の市（町）税を下記期限までに納付(納入)してください。

指定納付(納入)期限：平成 年 月 日

任意

指定納付(納入)期限までに納付(納入)が困難な場合は、必ずご連絡ください。

指定納付(納入)期限までに納付(納入)又は連絡がない場合は、あなたの財産の差押処分を行うこととなりますので、ご注意ください。

なお、平成 28 年 4 月 1 日以降は、賀茂地方税債権整理回収協議会で決定した方針に基づき、特別滞納整理チームが滞納整理を行う予定であることを申し添えます。

【賀茂地方税債権整理回収協議会】とは

静岡県、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町が、市町村税の滞納整理を共同して行うために設置する任意組織で、平成 28 年 4 月 1 日に発足する予定です。

この協議会の方針に基づき、県及び 1 市 5 町の職員で構成する特別滞納整理チームが、財産調査と滞納処分(差押、公売、搜索 等)を行い、税負担の公平性の確保を図ります。

※ この警告書（予告書）の到達前に完納されている場合には、行き違いですので、あしからずご了承ください。

※ この予告書の作成日現在、納期限を迎えていないものは滞納金額明細書には記載されていません。

任意

担当 〇〇市・町 〇〇課 〇〇
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇